附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（様式に係る経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の施行規則様式第三により使用されている書類は、この省令による改正後の施行規則様式第三によるものとみなす。

（予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部改正）

3　予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第三項中「昭和二十三年政令百九十七号」を「昭和二十三年政令第百九十七号」に改める。

○厚生労働省令第八十五号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十一条第三項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十九条　（略）	**第十九条**　（略）
2　法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。	2　法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　栄養士又は管理栄養士　病床数百以上の病院にあつては、一	四　栄養士　病床数百以上の病院にあつては、一
3～5　（略）	3～5　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。